

消費生活講座開催日程

消費生活センターでは、「暮らしに役立つ」を題材とした消費生活講座を実施しています。専門の講師の話が無料で聞くことができるため、毎年御好評いただいております。今年度も以下の講座をご用意しました。是非ご参加ください!

①「知って安心!相続と贈与のあれこれ」

日時:平成30年1月18日(木) 午後2時から4時
会場:府中市市民活動センタープラッツ 会議室

※詳細は12月1日号広報誌に掲載予定です。



②「シニアのためのスマホ・ケータイ安全教室」

日時:平成30年3月14日(水)
1回目:午前10時から正午 2回目:午後2時から4時
会場:府中市市民活動センタープラッツ 会議室

※詳細は2月11日号広報誌に掲載予定です。



※定員制限がありますので、ご希望の方は広報掲載日以降にお申込みください。

「くらしの相談」配布中

最新の相談事例をまとめた「くらしの相談 vol.28」を配布しています。」

配布場所

消費生活センター、市役所1階市民談話室・4階経済観光課、各文化センター、市政情報センター



消費生活センター 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日が休館日となっています。

☆12月 5日(火)

☆12月29日(金)

☆ 2月26日(月)

2017年12月							2018年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2					1	2	3
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31			
31													

2018年2月							2018年3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28				25	26	27	28	29	30	31

■は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成29年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先

府中市生活環境部経済観光課
消費生活係

TEL 042-335-4124

FAX 042-360-9370

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市

消費生活だより

No.31 平成29年12月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
TEL042(335)4124

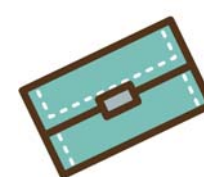
フリマアプリ

インターネットオークション

上手に利用していますか?

スマートフォンの普及により、年々利用者が増加しているフリマアプリやインターネットオークション。不用品が整理できて、収入にもなるとお得感がある一方で、思いがけないトラブルになることもあります。

トラブル未然防止のためにも仕組みを理解し、賢く利用しましょう。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

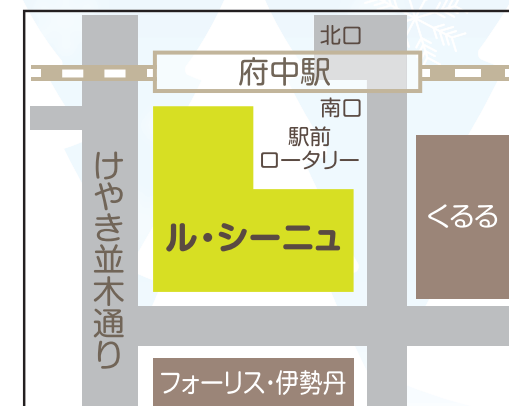
府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
午前10時～正午/午後1時～4時

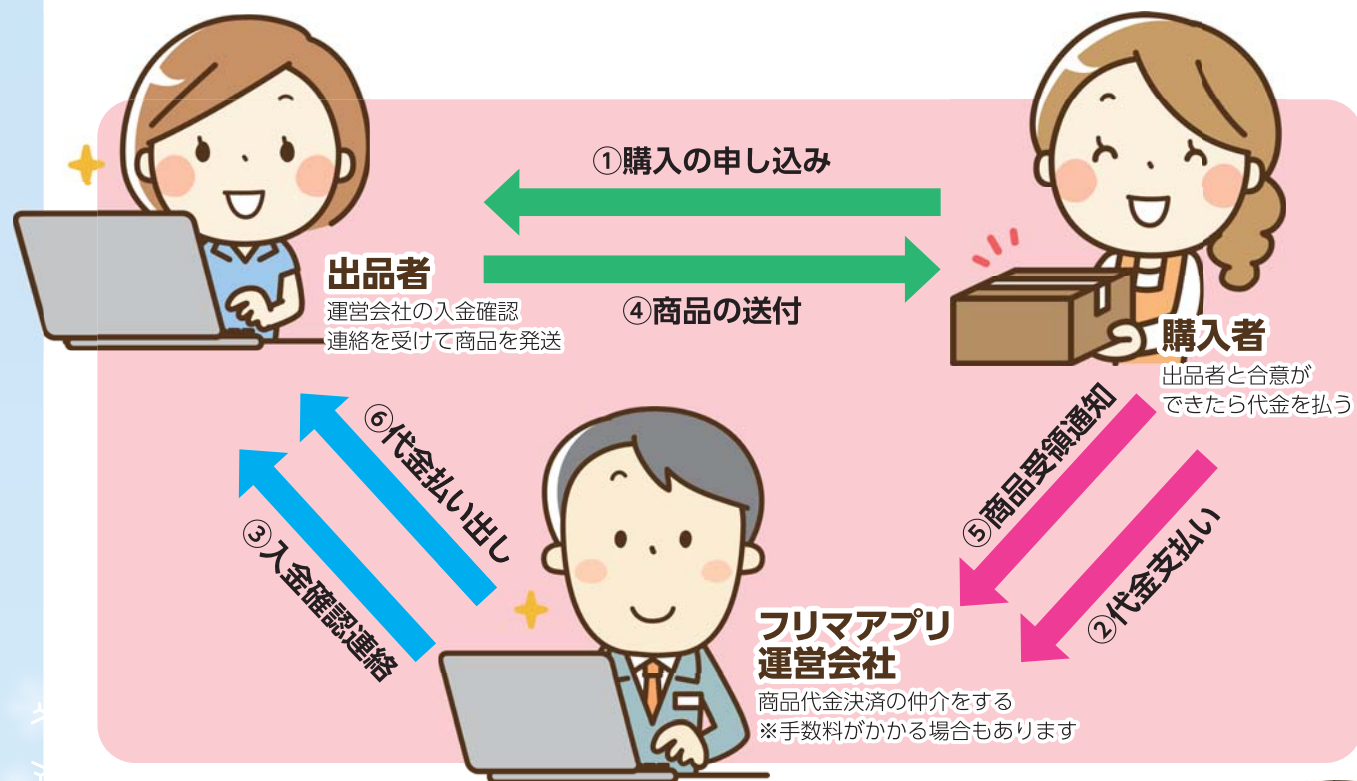
相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

相談方法 電話、または来所



◎ フリマアプリ編

● フリマアプリの仕組みって??



● フリマアプリQ&A

Q1：そもそもフリマアプリってどういうサービスですか？

A1：フリマアプリはネット上でフリーマーケットのように物品の売買を行えるアプリです。個人間取引が基本で、商品の売買契約は出品者と購入者間で直接成立します。運営会社は代金支払いには関わっていますが、基本的に売買の場を提供しているだけです。

Q2：トラブルにならないためにはどんなことに注意する必要がありますか。

A2：安心して取引を行うには、まず取引相手の評価やプロフィールを確認しましょう。また購入希望商品について不安な点は、事前に質問をし、十分確認してから購入をしましょう。

Q3：何かトラブルが発生した際は、運営会社が補償してくれるのですか？

A3：規約で禁止されている行為をすると補償が受けられなくなることがあります。どのような場合に補償が受けられるか確認しておきましょう。

◎ インターネットオークション編

インターネットオークションは購入希望者が欲しい商品を競り合って落札します。競りの醍醐味がある一方で、様々なトラブルにも注意が必要です。

● インターネットオークションこんなトラブルがあります。

- 「予約販売」「入金後発送」というので、落札して支払いを済ませたが商品が届かない。
- 一旦出品した商品を、自己都合で取りやめたところ、運営会社から利用料の請求を受けた。
- 出品者から「落札者がキャンセルしたので、次点のあなたと取引したい」とメールが来て代金を振り込んだが商品が送られてこない。
- チケットを落札して、コンサートに行ったら転売されたものなので入場できないといわれた。

● フリマアプリ・インターネットオークションのトラブルを防ぐために

1：利用規約を確認しましょう

利用規約は、フリマアプリやインターネットオークションサービス提供業者が定めた利用のためのルールです。どのような場合に利用料がかかるか、出品が禁止されている商品はどのようなものがあるか、送料の負担等、サービスの利用を開始する前に必ず読んでから確認しましょう。

2：IDとパスワードをきちんと管理しましょう

IDとパスワードで本人確認がされます。第三者に知られてしまうと、なりすまされて悪用されるようなこともあります。また、解約する際にも必要ですので、きちんと管理しましょう。

3：商品について十分納得した上で、取引を開始しましょう

運営会社規約では商品の売買でトラブルが起きた際は当事者間で解決することと定めています。運営会社が間に入ることもあるようですが、あくまで「自己解決」です。また、消費生活センターでも原則的に個人間の契約には介入できませんので、納得した上で取引を開始しましょう。